
厚木市スポーツの聖地づくり基本計画

(厚木市スポーツ施設整備基本計画)

概要版

第1章 計画の概要（計画書本編1ページ～12ページ）

(1) 基本計画策定の背景・目的

- 本市では、平成19（2007）年3月の「厚木市スポーツ振興計画」の策定以降、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」の基本理念の下、ハード・ソフト両面から様々な施策を展開し、市民のスポーツ活動を推進してきました。
- 本計画では、令和6（2024）年度に策定した「スポーツの聖地づくり基本構想」で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にすることにより、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進することを目的とします。

(2) 「スポーツの聖地」について

本市では、「スポーツの聖地づくり」を政策として掲げ、市全体のスポーツ振興を図るため、様々な施策を展開しています。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、「トップアスリートの応援」などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

(3) 対象施設・計画期間等

- 本市が所有し、管理を行うスポーツ施設38施設及び本市が所有し、地元自治会等が管理を行うスポーツ施設43施設の計81施設を対象とします。
- 本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。
- 本計画は、令和8（2026）年度を計画の始期とする第11次厚木市総合計画との整合を図るとともに、他の関連計画との整合及び連携を図ります。また、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画として位置付けられる厚木市スポーツ推進計画におけるハード面の施策を補完するものとします。

関連計画

・第11次厚木市総合計画

・厚木市都市計画マスタープラン

・厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画

・厚木市公共施設最適化基本計画

・厚木市公共施設個別施設計画

・健康食育あつぎプラン

・厚木市子ども・若者みらい計画

・厚木市生涯学習推進計画

・厚木市観光振興計画

・厚木市教育振興基本計画

・厚木市教育大綱

・厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針

第2章 本市のスポーツ施設の現状（計画書本編13ページ～30ページ）

(1) 人口動向と将来推計

- 本市の直近10年間の人口総数の推移は、平成30（2018）年以降、減少に転じている一方で、世帯数は増加傾向となっています。
- 厚木市人口ビジョンの将来推計では、生産年齢人口の構成比率の低下に対し、老年人口の構成比率が大きく上昇することが見込まれています。

課題1 人口減少の進行と地域コミュニティの希薄化

- 地域交流・居場所としての役割：単なる運動の場や競技志向の施設のみではなく、地域住民の接点となる場所となることが求められます。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進：誰もが安全・快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- スポーツ需要の多様化への対応：「する」に加えて、「みる」スポーツの充実が求められており、市街地等における観戦環境の整備を検討する必要があります。

(2) 財政状況

- 本市の直近10年間の普通建設事業費は、増加傾向となっています。神奈川県の中核地域及び本市に隣接する自治体のうち、人口10万人以上の自治体との比較では、高い水準となっています。
- 本市の直近10年間の維持補修費は、増加傾向となっています。神奈川県の中核地域及び本市に隣接する自治体のうち、人口10万人以上の自治体との比較では、高い水準となっています。

課題2 財政負担の増大と持続可能性の確保

- 施設の集約化・計画的な改修の実施：各施設の需要を踏まえた上で集約化等を進めるとともに、計画的な改修を行う必要があります。
- 民間活力の活用：指定管理者制度を始めとする民間活力の一層の活用を検討し、財政負担の抑制とサービス水準確保の両立を図る必要があります。

(3) スポーツ施設の現状

- 施設整備から30年以上経過している施設が、スポーツ施設全体の約75%を占めています。
- 老朽化が進む各施設の安全性確保や快適な利用環境の維持に必要な機能向上について検討が必要です。
- 耐用年数を迎え、建物の更新時期が集中した際の財源や人的資源の確保が必要です。

課題3 施設機能及びストックの適正化

- 市民の利用機会の確保：活動意欲のある市民の利用機会を確保するための、施設機能の充実を検討する必要があります。
- 需要に応じた施設の集約化：需要に応じた施設の集約等を進めることで、ストックを適正化する必要があります。

第3章 スポーツ施設整備の考え方（計画書本編31ページ～34ページ）

スポーツ施設整備の実施方針

(1) 各施設の位置付けの明確化

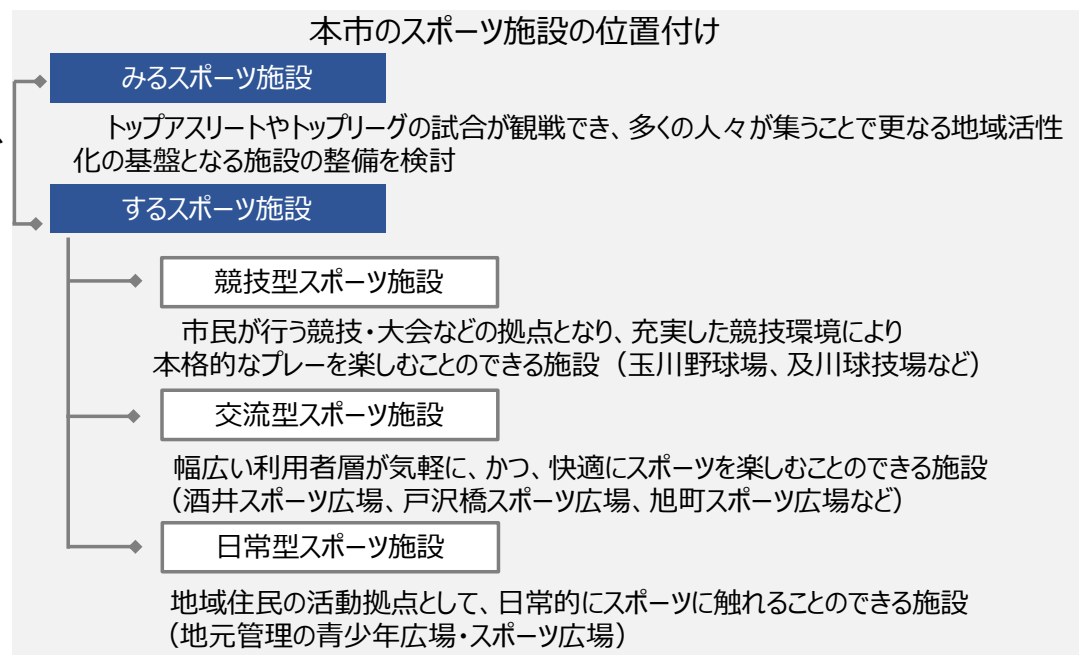
- 本市には、本格的な競技が可能な施設から、地元管理のスポーツ広場まで、市民が多様なレベルでスポーツに親しむことのできる施設が点在しています。
- 気軽にスポーツを楽しみたい層から競技志向で本格的に取り組みたい層まで、スポーツに対する市民ニーズが一層多様化しています。
- 各施設の位置付けを明確にするため、スポーツ施設を「みるスポーツ施設」及び「するスポーツ施設」に大別し、「するスポーツ施設」については、「競技型スポーツ施設」、「交流型スポーツ施設」及び「日常型スポーツ施設」の3分類に整理し、各施設の特性に応じた施設整備を進めます。

(2) スポーツ施設の機能充実

- 計画的な長寿命化改修による機能回復・機能向上を推進します。また、バリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備します。
- 交流人口の拡大や地域活性化への大きな効果が期待できる中心市街地における観戦環境の整備について検討を進めます。
- 施設の利用需要が高い施設については、必要性を十分に精査した上で、市民の利用機会を確保するための機能充実を検討します。

(3) ランニングコストの抑制

- 新たな施設整備にあっては、当該施設の果たす役割を踏まえ、同様の機能を有する施設との集約化を図ることで施設総量の抑制と機能充実を両立します。
- 河川敷に立地するスポーツ広場については、冠水リスクが高く、復旧に多大なコストを要することから、利用状況を十分に精査した上で、集約化による施設数の適正化を図ります。土砂災害警戒区域等に立地する施設についても、防災上のリスクや管理負担を踏まえ、集約化による施設数の適正化を図ります。
- 施設の整備及び維持管理に当たっては、PPP/PFI手法など、民間活力を活用することで、サービスの質的向上と財政負担の抑制の両立を目指します。



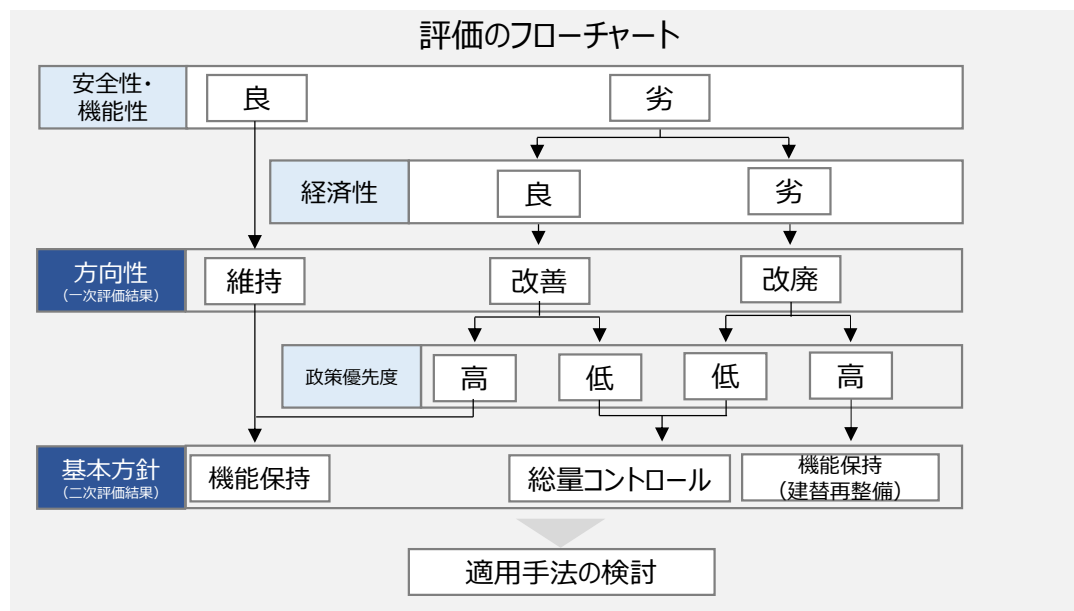
第4章 既存スポーツ施設の評価（計画書本編35ページ～44ページ）

既存スポーツ施設の評価については、スポーツ庁が定める「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、二段階の評価を実施します。

(1) スポーツ施設の現況評価（一次評価）

- 一次評価については、「安全性・機能性」及び「経済性」の評価結果から、各施設の方向性（維持、改善又は改廃）を判断します。
- 「経済性」については、「安全性・機能性」の評価結果が「劣」であった施設のみ評価を行います。

「安全性・機能性」に関する評価項目	
安全性	劣化状況が利用者等の安全に与える影響
機能性	性能維持に必要な空間性能、バリアフリー等
屋外施設の状況	舗装や付帯設備など、施設の健全度
安全対策	安全に利用するための平坦性確保の状況等
「経済性」に関する評価基準	
単位面積当たりの支出額	・同一の施設種別における中央値を下回る→「良」 ・同一の施設種別における中央値を上回る→「劣候補」
利用者一人当たりの支出額	【劣候補を対象に実施】 ・同一の施設種別における中央値を上回る→「劣」



(2) スポーツ施設的环境評価（二次評価）

- 二次評価については、一次評価の結果を基に、政策優先度を加味した基本方針（機能保持、総量コントロール等）及び適用手法を判断します。
- 政策優先度については、利用状況、法令適合、類似施設の有無、災害リスク、地域防災計画上の位置付けなどを判定基準とします。

基本方針	適用手法の例	内容
機能保持	維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法の検討
	長寿命化	建物の適切な保全に向けた計画的な対応
	機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修

基本方針	適用手法の例	内容
総量コントロール	集約化	既存の同種の施設を統合
	用途転用	施設を改修し、他の施設として利用
	縮小・廃止	機能を縮小又は建物を解体・撤去

第4章 既存スポーツ施設の評価（計画書本編35ページ～44ページ）

(3) 評価結果

No.	施設名	方向性	基本方針	適用手法	No.	施設名	方向性	基本方針	適用手法
1	厚木野球場	維持	機能保持	長寿命化	17	厚木青少年広場	維持	機能保持	長寿命化
2	玉川野球場	維持	機能保持	長寿命化	18	旭町スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
3	及川球技場	維持	機能保持	長寿命化	19	下川入サッカー場	維持	機能保持	効率化
4	厚木テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	20	中三田スポーツ広場	維持	機能保持	効率化
5	南毛利スポーツセンターテニスコート	維持	機能保持	機能改修	21	飯山スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
6	若宮公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	22	酒井スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
7	宝蔵山スポーツ広場	改善	機能保持	機能改修	23	戸沢橋スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
8	飯山グラウンドテニスコート	維持	機能保持	長寿命化	24	飯山グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
9	鳶尾中央公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	25	南毛利スポーツセンターグラウンド	維持	機能保持	長寿命化
10	鷺坂公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	26	長沼公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
11	東町スポーツセンター	維持	機能保持	長寿命化	27	上ノ原公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
12	猿ヶ島スポーツセンター	改善	機能保持	機能改修	28	岡田多目的広場	改廃	総量コン	廃止
13	南毛利スポーツセンター体育館	改善	総量コン	集約化	29	下川入スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
14	金田ゲートボール場	維持	機能保持	効率化	30	毛利台スポーツ広場	改善	総量コン	縮小
15	下川入ターゲット・バード・ゴルフ	維持	機能保持	効率化	31	岡田ふれあい広場	改廃	総量コン	廃止
16	及川グラウンド・ゴルフ場	維持	機能保持	効率化	32	若宮公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化

第5章 既存スポーツ施設の方向性（計画書本編45ページ～84ページ）

既存スポーツ施設の方向性については、本市の「するスポーツ施設」を次のとおり3分類し、検討を進めます。

競技型スポーツ施設 市民が行う競技・大会などの拠点となり、充実した競技環境により本格的なプレーを楽しむことのできる施設

交流型スポーツ施設 幅広い利用者層が気軽かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設

日常型スポーツ施設 地域住民の活動拠点として、日常的にスポーツに触れることのできる施設

(1) 競技型スポーツ施設及び交流型スポーツ施設の方向性 ※総量コントロール（集約・廃止）の施設のみ抜粋

	施設名	分類	計画期間中の方向性の概要
集約・廃止の検討対象	南毛利スポーツセンター体育館	競技型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第一種中高層住居専用地域に立地しており、建築基準法上、建て替えが不可能。施設で提供している「するスポーツ」機能は、他の体育館を有するスポーツ施設等への集約に向けた検討を進める。 ➤ 現在、荻野運動公園で提供している「みるスポーツ」機能は、本庁舎敷地跡地に計画している多目的アリーナ整備後に移転するため、多目的アリーナの整備が完了するまで施設の利用を継続し、集約化の時期については施設の状態を踏まえつつ総合的に判断する。
	毛利台スポーツ広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨水貯留施設をスポーツ施設として平時利用しているため、降雨時には雨水が貯水され、設備の損傷や劣化が大きい。 ➤ 当面は現状の利用を継続しつつ、テニスコートは一定の損傷が現れた場合、機能の縮小に向けた検討を進める。その他のグラウンド部分については、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行う。
	岡田ふれあい広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の稼働率が極めて低く、河川区域に立地しているため洪水浸水リスクの高い施設である。 ➤ 同地区内に他の類似施設が複数ある状況である。今後は、施設の廃止に向けた検討を行う。
	岡田多目的広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の稼働率が極めて低く、河川区域に立地しているため洪水浸水リスクの高い施設である。 ➤ 同地区内に他の類似施設が複数ある状況である。今後は、施設の廃止に向けた検討を行う。

(2) 日常型スポーツ施設の方向性

施設名	計画期間中の方向性
スポーツ広場・青少年広場 43施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常的にスポーツに触れることのできる各地域の活動拠点として役割を担う一方で少子高齢化による管理の担い手の減少や負担増加、また、近年の猛暑による管理負担の増加が見られる。 ➤ 関係者との協議を重ねながら、広場の廃止についても視野に入れ、今後の在り方に関する検討を進める。

第6章 個別施設計画の策定（計画書本編85ページ～90ページ）

- 第5章までの既存施設の方向性を踏まえ、今後10年間で実施すべき事業を取りまとめた個別施設計画を策定します。
- 既存のスポーツ施設の個別施設計画の策定に当たっては、「安全性・機能性の改善度」及び「政策的付加価値」のマトリクスにより、各事業の実施時期を判断します。

(1) 実施時期の判断基準

ア 安全性・機能性の改善度

- 当該事業を通して、対象施設の安全性及び機能性がどの程度解消されるかについて、1次評価の結果を踏まえて判断する。

イ 政策的付加価値

- 当該事業を通して、「する」、「みる」、「支える」スポーツの推進にどの程度寄与するかについて判断する。

(2) 事業の実施時期

ア 短期（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

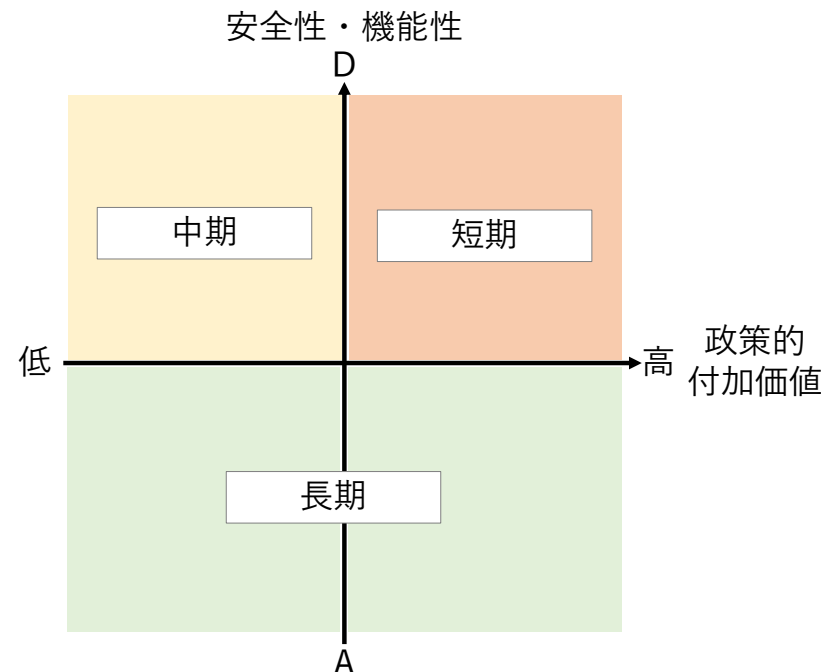
- 施設整備の緊急性や実施優先度が高く、早急な実施が求められる事業

イ 中期（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）

- 緊急性は高くないが、具体的な施設整備が求められており、計画期間内の実施が求められる事業

ウ 長期（令和18（2036）年度以降）

- 長期的な視点での「スポーツの聖地」の実現に向けて、実施が求められる事業



「安全性・機能性」に関する評価基準

評価	評価基準
A	全体的に健全である。
B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。
C	全体的に劣化が進行している。
D	全体的に顕著な劣化がある。

第7章 新規スポーツ施設の今後の方向性（計画書本編91ページ～96ページ）

(1) 本庁舎敷地跡地への多目的アリーナの整備

- 本市では、複合施設あつめきの建設を皮切りに、本厚木駅周辺の生まれ変わりなどまちづくりの新たな局面を迎えており、現在の本庁舎敷地についても、変化する時代に対応した新たな役割が求められています。
- 令和8（2026）年度に予定している「（仮称）厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画」の策定に当たっては、プロスポーツのトップリーグ開催などの「みるスポーツ体験」など、多様な人々が集う新たな交流拠点を創出し、回遊性向上を目指すことを基本的な視点とし、多目的アリーナの整備に向けた取組を進めています。

(2) その他の施設整備（新たな複合型スポーツ拠点の創出）

- 「スポーツの聖地」の実現に向けては、スポーツを通してこれまでの厚木にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に屋外の複数の競技種目の実施環境を備えた新たな複合型スポーツ拠点の創出をビジョンとして掲げ、既存のスポーツ施設を交通アクセスのよい立地へ集約及び再整備することについて検討します。
- このような取組を着実に進めることにより、既存のスポーツ施設のうち、現在の立地環境に課題を抱える施設や、一定規模以上の大会開催に向けてより充実したプレー環境が求められる施設について、計画期間内は適切に機能を保持しつつ、中長期的にはそれらの課題等の解決への寄与を期待することができます。

多目的アリーナの効果

経済的効果

- 多目的アリーナ内、飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果
- 多目的アリーナ内外での雇用創出効果
- 交流人口の増加
- 税収効果

社会的効果

地域経済の活性化に資する効果

- スポーツ、エンタメによる新たなまちの求心力の創出
- 新たなビジネス産業の創出
- 流動人口の増加による消費活動の拡大

都市機能の向上に資する効果

- シビックプライドの醸成
- 災害対応力の強化
- カーボンニュートラルによる持続可能なまちづくりの推進

中長期の方向性

各施設の課題に対応しつつ、スポーツを通してこれまでの厚木にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に屋外の複数の競技種目の実施環境を備えた新たな複合型スポーツ拠点として、交通アクセスのよい立地への集約及び再整備を検討する。

検討対象	現状の課題等
玉川野球場	敷地面積が小さく、場外飛球のリスクや駐車場台数の不足から、一定規模以上の大会会場としては不十分
厚木野球場／厚木テニスコート	河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限あり
及川球技場	ソフトボール、野球、サッカーなど、複数競技での利用が混在しており、必要な競技面積等の確保に課題あり
南毛利スポーツセンターテニスコート	住宅地に隣接しており、騒音や駐車場不足による交通渋滞などの課題あり。また、市内最大の12面のコート有しているが、一定規模以上の大会会場としてはコート数が不十分

将来的な集約・複合化により課題解決に寄与